

## Info 4 全国トップレベルの助成でサポート！ きくすく妊活サポート事業のご案内

市では少子化対策の一環として、不妊治療に要した費用の助成を行っています。令和7年度からは助成対象などを拡大。不妊治療に要した費用のほぼ全てを市が負担することで、子どもを希望する人の夢が叶うよう、支援に取り組んでいます。

**問い合わせ** 子育て応援課こども保健係(プラザけやき内☎37-1136)

### ■サポート内容

#### ■対象治療

医師が不妊症と診断した治療にかかった自己負担分  
※保険適用治療、保険適用外治療のどちらも対象

#### ■助成率・金額・回数

助成率 **100%**

上限100万円までは回数無制限で全額助成

#### ■上限リセット

出産を機に、助成金のリセットが可能

#### ■年齢制限

妻の年齢が43歳になる前日までの治療費が助成対象

#### ■申請締切日

治療開始日から1年以内

※事業の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



### ■サポートを受けるには…

- ①きくすく妊活サポート事業説明会に参加する。助成対象の条件に当てはまるか確認します。その後、制度内容や申請方法などを個別に職員が説明し、申請書類をお渡しします。
- ②医療機関にて治療を受ける。
- ③きくすく妊活サポート助成申請をする。



▲説明会申込フォームはこちら

### 利用者の声

- ・対象となる治療が保険適用分まで広がり、費用を全額負担してもらえるため、大変助かっています。
- ・妊娠だけでなく、その後の子育てにもお金がかかるため、経済的な不安が大きかったのですが、このサポート事業に助けられました。



## Info 5 菊川市に住宅を建てた人へ 若者世帯定住促進補助金のご案内

市では、若者世帯の定住を促進するため、住宅の建築や購入にかかる費用の一部を補助しています。本市への定住をお考えの際は、ぜひ本制度の活用を検討ください。

**問い合わせ** 都市計画課住宅建築係(☎35-0957)

### ■補助対象者

取得した住宅に住民票を異動する前1年間の住所が市外、または市内の賃貸住宅に1年以上継続して住んでいて、①または②に該当する人

①夫婦のいずれかが満40歳未満である夫、または妻

②配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親

※40歳未満とは、取得した住宅に住民票を移した日現在のことをいいます。

### ■補助金額

＜一般世帯の場合＞

上限**25万円**(住宅の取得費用の10分の1以内)

＜三世帯同居または三世帯隣接住宅の場合＞

上限**40万円**(住宅の取得費用の10分の2以内)

### ■申請期限

取得した住宅に住民票を移してから6カ月以内

※交付条件などの詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



### 【フラット35】地域連携型も利用できます！

#### ■【フラット35】地域連携型とは？

市と住宅金融支援機構が連携し、補助金と合わせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

#### ■制度を利用するには

市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。利用を希望する人は、都市計画課まで問い合わせください。

※詳細は、住宅金融支援機構ホームページ(右記)をご覧ください。



**問い合わせ** 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(☎0120-0860-35) ※通話無料

**営業時間** 午前9時～午後5時  
※土日とも営業しています(祝日、年末年始を除く)。